健水発 0325 第 7 号 平成 22 年 3 月 25 日

各水道法第34条の2第2項の登録を受けた者 殿

厚生労働省健康局水道課長

貯水槽水道の管理水準の向上に向けた取組の推進について

簡易専用水道については、衛生確保の観点から、水道法第34条の2に基づき、その設置者は適切な管理を行うとともに、その管理状況について、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者(以下「登録簡易専用水道検査機関」という。)の定期的な検査(以下「法定検査」という。)を受けなければならないこととされている。水道法第34条の2第1項に基づく基準(以下、「管理基準」という。)に適合していない場合は、当該簡易専用水道の所在地を管轄する都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。国が設置する簡易専用水道にあっては、厚生労働大臣。)は必要な措置を設置者に対し指示することができるとされている。

これらの規定を受け、管轄する各都道府県等(以下「行政庁」という。)において、簡易専用水道の管理状況の把握に努めるとともに、設置者に対して必要な指導を推進いただいているところである。また、簡易専用水道に該当しない小規模貯水槽水道においても、飲用井戸等衛生対策要領(昭和62年1月29日衛水第12号)等に基づき指導を推進いただいているところである。しかしながら、簡易専用水道の法定検査受検率は全国平均で8割程度にとどまっており、地域によってはさらに低い場合もある。また、小規模貯水槽水道の検査受検率はさらに低い状況となっている。

今般、簡易専用水道における衛生確保の一層の推進を図るため実施した「簡易専用水道の管理に係る指導等の状況についての調査の実施について(依頼)」(平成21年10月1日付け事務連絡。以下「簡易専用水道指導状況等調査」という。)における調査結果によると、衛生上問題のある施設の把握ができていないとする行政庁が見受けられ、衛生確保のために必要な指導等が行き届かなくなるおそれがある。そこで、貴機関において実施した貯水槽水道の検査に関して、下記により検査受検率の向上及び管理水準の向上に向けた取組の実施につき特段の配慮をお願いする。

1. 法定検査結果の代行報告について

「簡易専用水道の管理に係る検査の方法その他必要な事項」(平成 15 年厚生労働省告示第 262 号。以下「告示」という。)第7の3において、法定検査の結果、特に衛生上問題がある状況が認められた場合には、登録簡易専用水道検査機関は当該簡易専用水道の所在地を管轄する都道府県知事等にその旨を報告するよう設置者に助言を行うこととしている。この規定に関連して、設置者の了解を得た上で検査を実施した登録簡易専用水道検査機関が代行して行政庁に報告すること(以下「代行報告」をいう。)を妨げるものではない。

また、直ちには衛生面に影響しない軽微な管理基準不適合事項であっても、その 状態が改善されずに継続する場合には、衛生面で深刻な影響が生じるおそれがある。 特に衛生上問題がある状況が認められた場合のみならず、各施設の法定検査結果が 報告されることが望ましい。貯水槽水道の衛生確保の観点から必要な指導を行うた めに有効な取組として代行報告を活用する行政庁もあることから、登録簡易専用水 道検査機関の協力による代行報告の活用について、行政庁に要請している。

登録簡易専用水道検査機関においては、行政庁から代行報告の協力要請があった場合には、その要請に応じた協力をお願いしたい。また、行政庁の条例・要綱等で規定する小規模貯水槽水道に係る検査結果についても、同様の対応をお願いしたい。なお、代行報告を行う場合は、設置者の了解のもと代行報告を実施することを検査依頼書等の書面において記録し、設置者にも確認いただくよう留意をお願いしたい。

法定検査結果の代行報告や設置者の了解を得る手続等については、貴機関において作成している水道法施行規則第56条の4第4号に規定する標準作業書、第5号に規定する簡易専用水道の管理の検査の業務の管理及び精度の確保に関する事項を記載した文書等においてあらかじめ定め、貴機関として統一的な対応をとるようにお願いしたい。なお、代行報告や設置者の了解を得る手続等については、「簡易専用水道検査機関の登録の手引き」の「様式2登録基準適合チェックリスト」等を見直し、今後の簡易専用水道検査機関の登録(更新を含む)の審査に反映することを申し添える。

2. 国の設置する簡易専用水道の法定検査結果の代行報告について

貴機関において検査を行った簡易専用水道のうち、国の設置する簡易専用水道の法 定検査結果については、以下のとおり厚生労働省健康局水道課水道水質管理室宛に報 告をお願いしたい。

① 特に衛生上問題のあるとして告示第7の3(1) \sim (6)に該当すると認められた場合は、検査後速やかに別添の様式1及び当該検査結果書により報告すること。こ

の報告は平成 22 年度以降の検査結果について適用するため、平成 21 年度の結果は ②の報告をお願いしたい。

- ② ①を含め、全ての法定検査結果を別添の様式2により年度単位でとりまとめ報告すること。平成21年度の検査結果をとりまとめ4月28日迄に報告願いたい。平成22年度以降も同様の報告をお願いするので情報の整理をお願いしたい。
- ③ 代行報告の了解が得られなかった場合は、設置者より法定検査結果を報告するよう 助言するとともに、別添2の様式において当該設置者の欄において了解が得られな かった旨記述し報告すること。
- ④ 報告方法は以下のとおり。
 - ・ ①の報告については、FAX にて厚生労働省健康局水道課水道水質管理室宛に報告すること。FAX 番号は以下のとおり。

FAX 番号: 03-3503-7963

・ ②の報告については、電子データにより調査票を作成し、厚生労働省健康局水 道課水道水質管理室宛に報告すること。なお、調査票の様式は当課ウェブサイ トに掲載しているので、これを利用するようお願いする。作成した調査票は以 下のメールアドレス宛送付すること。

suishitsu@mhlw.go.jp

(参考1) 簡易専用水道の法定検査等の受検率向上について

簡易専用水道指導状況等調査の結果によると、所管地域における簡易専用水道施設の所在地について、条例等により設置者の施設設置の届出を制度化し、併せて水道事業者等から定期的に施設所在地の情報提供を受けることにより、施設所在地を把握している行政庁において、法定検査の受検率が高い傾向が見られる。

この点に関連して、平成 22 年 1 月 22 日付け事務連絡「貯水槽水道に係る情報把握及び衛生行政担当部局との連携等に関する調査の実施について(依頼)」の調査結果によると、多くの厚生労働大臣認可の水道事業者が需要者若しくは建物ごとに貯水槽水道の存在を把握するとともに受水槽の有効貯水量を把握し、当該情報を台帳等で整理している状況にある。

また、行政庁と水道事業者との間で、貯水槽水道の衛生確保のための情報共有・ 取組促進に関する会合等を定期的に行っている事例もある。

これらのことから、行政庁と水道事業者の間で、貯水槽水道の施設所在地情報の共有化を促進するよう、行政庁及び水道事業者に要請したところである。

(参考2) 代行報告の事例について

事例1

- ・ 県衛生行政部局及び保健所設置市連名により、当該地域内を検査区域とする登録簡 易専用水道検査機関に対し、県内簡易専用水道の管理に係る検査結果等の情報提供 依頼を通知。
- ・ 通知において、簡易専用水道設置者の了解を得る等個人情報を適切に取り扱った上 で、検査結果の情報提供を以下のように依頼。
 - (ア)検査の結果、特に衛生上問題があった場合に該当するときは、その旨を速や かに通報する
 - (イ) 検査結果報告書の写し等により、検査結果を情報提供する

事例 2

- ・ 自治体において定めた「水道法施行細則」において、簡易専用水道の設置者自らが 「簡易専用水道受検報告書」を衛生行政部局に検査結果の報告を行うこととしてい る。
- ・ この報告を円滑に進める仕組みとして、簡易専用水道の検査結果に関する必要な記載事項を記述した報告書様式(ハガキ)を自治体にて用意し、これを登録簡易専用水道検査機関を通じて設置者に配布することで、設置者による報告(ポストへの投函)を促すようにしている。
- ・ 詳細の報告内容については、以下のとおりとしている。
 - (ア)検査を受検した場合には、受検した旨と検査結果を報告
 - (イ) 検査の結果、特に衛生上問題があった場合にはその旨を報告
- ・ (ア)の報告については登録簡易専用水道検査機関からの代行報告も可能とされ、実態としてはほとんどが代行報告を選択している。

(様式1)

簡易専用水道の管理に係る検査 衛生上問題のある場合の該当事例報告書

送付先:厚生労働省健康局水道課水道水質管理室宛

(FAX: 03-3503-7963、〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2)

送付元:

簡易専用水道の管理に係る検査の結果、以下のとおり「簡易専用水道の管理に係る検査の方法 その他必要な事項」(平成15年厚生労働省告示第262号。以下「告示」という。)第7の3(1) ~(6)に該当すると認められたので報告する。

施設名称		
施設所在地		
設置者		
管理者等連絡先		
検査年月日		
検査結果	告示第7の3 該当条項	
火豆加水	状況概要	
助言事項等		
備考		

国の設置する簡易専用水道 法定検査結果一覧表

施設名	施設所在地	代行報告 了解の有 無	設置者	施設管理者等	連絡先電話番号	検査年月日

^{※「}所在地」は都道府県名から記載して下さい。

^{※「}代行報告了解の有無」は、代行報告の了解が得られた場合〇を選択し、了解が得られなかった場合は×を選択し、法定検査結果等は未記入としてください。

^{※「}施設管理者等」及び「連絡先電話番号」は問い合わせ先部署の名称及び連絡先を記載して下さい。

法定検査結果(以下のそれぞれの検査事項に							ついて、告	示に示する	全ての判定	≧基準に対	して適合し	ている場	合は〇、特	持に衛生上	
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
受 水 槽										高 置	水槽				
水槽の周囲の状態	水槽本体の状態	水槽上部の状態	水槽内部の状態	水槽のマンホールの状態	水槽のオーバーフロー管の状態	水槽の通気管の状態	水槽の水抜管の状態	水槽の周囲の状態	水槽本体の状態	水槽上部の状態	水槽内部の状態	水槽のマンホールの状態	水槽のオーバーフロー管の状態	水槽の通気管の状態	水槽の水抜管の状態

問題があ	あるとして該当した事項は×、軽微な不適合事項については△を選択)									特に領	新生上問 題	夏があると	して該当し	た事例(該
17	18	19	20	21	22	23	24	25		1	2	3	4	5
給水	臭 気	味	水質 色	検査 色 度	濁度	残	· 書 類	その		排汚 水水	水槽内	め給ら水	汚槽水 水上槽	場水マ合若ン
水管等の状態	X(· 反	及	留塩素	《の整理及び保存の状態	他	25の概要	小が流入し、又はそのおそれがある場合、槽その他排水設備から水槽に汚水若しくは	恒内に動物等の死骸がある場合	られる場合の検査において、異常が認い栓における水質の検査において、異常が認	(等が水槽に流入するおそれがある場合 上面から衛生上有効に立ち上がっていないため、 の上部が清潔に保たれず、又はマンホール面が	ロースは雨水が水槽に流入するおそれがあるフホー ル、通気管等が著しく破損し、又は汚

当する事例に〇を	選択)	
6 その他検査者が水の供給について特に衛生上問6の他検査者が水の供給について特に衛生上問6の	概要	助言内容等(検査の結果、不適合事項等に対して貴機関が設置者に 対して行った助言内容等を記入)